

令和2年度

奨学金の貸付けを希望される皆さんへ

広島県高等学校等奨学金奨学生在学募集手続案内

(修学奨学金)

申請手続きは、学校を通じて行っていただきます。
学校への書類提出期限を御確認ください。

(学校から県教育委員会への書類提出期限は、令和2年6月1日(月)です。)

広島県教育委員会

広島県高等学校等奨学金は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度です。

奨学金は生徒本人に貸し付け、生徒本人が償還することになります。奨学金の貸付けを希望される方は、奨学金の資格、償還方法等を十分御理解の上、申請を行ってください。

なお、申請書や添付書類は、必ず学校の定める期限までに提出してください。

修学奨学金制度の概要

募集予定者数

200名程度

貸付額（月額）

区 分	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	貸付利息
国 ・ 公 立	18,000円	23,000円	無利息
私 立	30,000円	35,000円	

◆ 自宅外通学とは、申請日現在において、自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所から通学している者をいい、申請者が希望した場合にのみ適用します。

在学募集

（年度当初、新規に行う募集です。）

奨学生の資格

次の要件のすべてを満たす方が対象となります。

① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学していること。

◆ 広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

② 保護者等が広島県内に住所を有すること。

◆ 「保護者等」とは、次のとおりです。

ア 申請者が独立して生計を営む場合は、当該申請者

イ 申請者が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族とする者

③ 経済的理由により修学が困難であること。

◆ 「経済的理由により修学が困難」とは、次のいずれかに該当することをいいます。

ア 申請者が生活保護法に基づく保護を受けている者の世帯に属していること。

イ 申請者が属する世帯の「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者（注）」がそれぞれ市町村民税を非課税又は減免とされた者であること。

ウ 申請者の属する世帯の「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者（注）」の年間の全収入額が、収入基準額（別に定める額）以下であること。

(注) 父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者とは、次のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみ
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する者（2人いれば2人それぞれ）

※ 収入基準額は、申請者ごとに計算されるため、家族構成等で異なります。次表に示す収入基準額はあくまで目安であり、収入総額等が、目安を下回る場合でも基準外となること、目安を上回る場合でも基準内となることがあります。

【収入基準額の目安（給与収入のみの場合）】 … 収入総額

区 分	3人世帯 (父・母・本人)	4人世帯 (父・母・本人・中学生)	5人世帯 (父・母・本人・中学生・小学生)
収入基準額	576 万円	665 万円	730 万円

【収入基準額の目安（事業所得のみの場合）】 … 所得額

区 分	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準額	229 万円	291 万円	337 万円

④ 学習状況が良好であること。

◆ 「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。

- ア 性行不良でないこと。(生徒指導上の問題行動がないこと。)
- イ 学習意欲があると認められること。
(日々の学習状況や生活態度及び申請時の作文等により判断します。)

※ 令和2年度貸付分から、「出席状況が良好であること。」を廃止しました。

⑤ 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

◆ 「その他同種の資金」とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金、②生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費、③広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金及び④特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費をいいます。

◆ 上記独立行政法人日本学生支援機構奨学金等との併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

生活保護世帯の方は、必ず事前に、管轄の福祉事務所に相談してください。

奨学金は将来返していただく必要があり、生活保護世帯であることを理由に償還が免除されることはありません。確実に償還できる将来設計が立てられるか検討した上で、申請してください。

貸付期間

貸付けを開始する月から、在学する高等学校等の修業年限の終了する月までです。ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り、又は休止することがあります。

- ◆ 次のいずれかに該当する場合は奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。
 - ア 奨学生の資格要件のいずれかに該当しなくなった場合
 - イ 奨学金の貸付けを辞退した場合
 - ウ 不正な手続により貸付けを受けた場合
 - エ 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合 など
- ◆ 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、貸付けを休止します。

奨学金の交付

口座振替の方法によって、原則、毎月20日に当月分を交付します。

なお、翌年度以降の奨学金の交付については、毎年度始めに奨学生の資格要件を具備していることを確認した上で、当該年度の4月分に遡って5月以降に貸付けを開始します。

償還方法等

奨学金の貸付期間が満了する月の翌月等から起算して6か月を経過したのち、償還を行っていただきます。

○ 償還期間

6か月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の総額(以下「貸付総額」という。)を、次表左欄に掲げる貸付総額の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が1未満であるときは、これを1年とする。)に相当する年数の範囲内で償還を行っていただきます。

貸付総額	年間償還基準額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円以下	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超える場合	総額の10分の1

※ 令和2年度の入学生で、予約募集による入学準備金を借り受けている場合は、入学準備金を含めた額が貸付総額となります。

○ 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括の方法を選択することができます。
また、事前に登録いただく預金口座からの自動引落となります。

【3年間借受けた場合の償還額の目安】

区 分			償還年数 (最長)	償還方法		
				月賦 (毎月払)	半年賦 (年2回払)	年賦 (年1回払)
国公立	自宅	648,000 円	9年	6,000 円	36,000 円	72,000 円
	自宅外	828,000 円	10年	6,900 円	41,400 円	82,800 円
私立	自宅	1,080,000 円	10年	9,000 円	54,000 円	108,000 円
	自宅外	1,260,000 円	10年	10,500 円	63,000 円	126,000 円

なお、次のとおり、申請により、償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除することがあります。

◆ 償還を猶予できる場合は、次のとおりです。

- ア 災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- イ 高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ウ 失業中のとき など

◆ 償還金の全部又は一部を免除できる場合は、次のとおりです。

- ア 借受者（奨学金の貸付けを受けた者）が死亡したとき
- イ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき など

○ 償還いただくお金は、次の奨学生に貸付けを行うための、原資となります。したがって、新たに奨学金を希望する方のためにも、償還が円滑に行われるよう将来設計を立て、約束どおりの方法で確実に償還してください。

○ 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者本人や保証人（2名）へ委託した業者から督促等の連絡を行うこととなります。

○ 奨学金の償還を長期に渡って怠ったときは、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただくこともあります。未納が続く場合は、奨学生本人と保証人（2名）に対し、法的措置（裁判所への支払督促申立等）を実施します。

奨学金の申請手続等

申請方法，期限等

奨学金の申請に関する手続は、すべて学校を通じて行っていただきます。

申請を行う場合は、学校が定める期限内に所定の申請書等を提出してください。

なお、添付する書類等が不足している旨の連絡があった場合は、速やかに学校に提出してください。

申請書や提出書類の不備が修正されない場合は、選考の対象外になることがあります。

申請時提出書類

1 広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

記載例を参考に、黒のボールペン等の消えない筆記具で漏れなく記入してください。

消える筆記具で記入していることが分かった場合は、書き直しとなります。

訂正をする場合は、修正ペンや修正テープでの修正は行わず、二重線で消し、訂正印を押印してください。

訂正印は、申請書に押印している印と同一のものとしてください。

2 県外に住所を有している者の住民票の写し等（マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）

申請者と同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者）で、県外に住所を有している者について提出してください。

※ 奨学金貸付の申請に係る住所等の確認について、条例により平成19年4月1日から「住民基本台帳ネットワークシステム」による本人確認情報を利用する事務として定められました。

これにより、県内に住所を有している者については、「住民基本台帳ネットワークシステム」により住所等の確認を行いますので、住民票の写し等の提出は不要です。

3 作文

テーマは「学校生活の目標」です。

原稿用紙（600字）は、学校で配付するものを使用してください。

4 世帯等の収入に関する証明書等確認表 及び 収入（控除）証明書類

世帯の状況に応じ、次表【収入額を証明するもの】及び【基準算定上考慮されるもの】で提出書類を確認してください。提出書類にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、番号が分からないように塗りつぶすなどしたものを提出してください。

なお、申請内容を確認する際に、書類の差替えや追加提出をお願いする場合があります。

【収入額を証明するもの】

区分	世帯の状況	提出書類
1	生活保護法に基づく保護を受けている世帯	1 生活保護受給証明書（原本） ※ <u>世帯員全員が記載されているものがが必要です。</u>
2	市町村民税の非課税世帯	2 市町村が発行する市町村民税課税証明書（令和2年度分、原本） ※ <u>父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者のものがが必要です。</u>
3	市町村民税の減免世帯	3 市町村民税の減免決定通知の写し ※ <u>父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者のものがが必要です。</u>
4	父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者（P2（注）参照）の年間の全収入額が、収入基準額以下である世帯 <u>上記に該当する者の令和元年年分（H31.1.1～R元.12.31）のすべての収入額が確認できる書類を提出してください。</u>	<p>○ 課税所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与収入のみの場合（4, 6, 7のいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> 4 <u>源泉徴収票の写し</u>（令和元年（平成31年）分） 6 <u>所得課税証明書</u>（令和2年度分、市町村が発行する原本（以下同様）） 7 <u>市町村民税・県民税納税通知書又は給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴税額の決定通知書の写し</u>（令和2年度分） ・ 給与収入以外の場合（5, 6, 7のいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> 5 <u>「確定申告の控え」の写し</u>（令和元年年分、税務署の受付印があるもの） ※ 確定申告を電子申告により行った場合は、受信通知（又は即時通知）及び申告内容確認票の写しを添付 6 <u>所得課税証明書</u> 7 <u>市町村民税・県民税納税通知書の写し</u>（令和2年度分） <p>○ 非課税所得（該当するもの全て） 平成31年1月から令和元年12月までの所得が証明できるもの（8 児童扶養手当, 9 遺族・障害年金, 10 失業給付金, 11 傷病手当等）</p>

※ 提出書類の番号は、【世帯等の収入に関する証明書等確認表】の提出書類の番号と同じです。

※ **留意事項**

- ・ 提出書類には申請者を保護者が税法上扶養していることがわかる記載（扶養親族の欄に申請者氏名若しくは、人数が入っている等）が必要です。御不明な場合は学校へご相談ください。
- ・ 区分4に該当する場合で、「4 源泉徴収票の写し」や「5 『確定申告書の控え』の写し」で収入が確認出来る場合は、4又は5を提出してください。4又は5で収入が証明できない場合（4又は5がない場合を含む）は、「6 所得課税証明書」又は「7 納税通知書」（以下、「所得課税証明書等」という。）を提出することになりますが、これらの書類は、令和2年6月頃にならないと発行されません。

このため、所得課税証明書等を提出する場合は、所得課税証明書等以外の書類（広島県高等学校等奨学金貸付申請書・その他の添付書類）を、学校が定める期日までに必ず提出し、所得課税証明書等については、6月以降、速やかに提出してください。なお、所得課税証明書等を後日提出する場合は、「世帯等の収入に関する証明書等確認表」の「その他」欄に、後日提出の旨を記載してください。

なお、「世帯」についての考え方は次のとおりです。

- ◆ 申請者と生計を一にしている家族，あるいは同一の住居に居住している家族は，原則として同一世帯とみなします。
- ◆ 次の場合は，同一の住居に居住していなくても，同一世帯とみなします。
 - ・ 主たる家計維持者が勤務地の関係で別居しているとき。
 - ・ 就学又は病気療養のため一時別居しているとき。
 - ・ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

【基準額算定上考慮されるもの】（次に掲げる状況の世帯は，収入基準額算定上考慮されます。）

世帯の区分	提出書類
就学者のいる世帯（小・中学校除く）	・ 在学証明書（原本）（本人分除く） （注）学生証の写しは不可
障害のある者がいる世帯	・ 障害者手帳の写し，国民年金証書の写し 等
長期に療養を要する者のいる世帯	・ 病院・診療所等証明書，領収書 等
生計を主として維持する者が別居している世帯	・ 光熱水費の受領書 等
火災，風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	・ 警察署等発行の証明書 等

保証人について

申請者は，申請に当たり，県内に住所を有し，かつ，成年者である保証人を2人立てていただく必要があります。ただし，やむを得ない事情があると認められる場合は，県外に住所を有する者を保証人とすることができます。

この「保証人」は，奨学金の貸付けを受けた方と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。

申請者は保証人に対し，奨学金の制度や申請内容，償還方法等を十分に説明しておいてください。

なお，保証人としての正式な登録は，奨学生として決定後に提出いただく，誓約書により行います。

- ◆ 保証人2人のうちの1人は，申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。もう1人は，申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください。（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）
- ◆ 誓約書には，保証人2名の署名，実印の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。
- ◆ 申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同一の場合は，生計が別であることを確認するため，**申請時に次のア～ウの書類を全て提出してください。**
 - ア それぞれの保証人の世帯全員の住民票の写しの原本
（世帯主の記載があり，マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）
 - イ それぞれの保証人の光熱水費の領収書の写し（同じ月の同じ種類の光熱水費のもの）
 - ウ 生計が同一でない旨の申立書（任意様式）

貸付決定等について

提出された申請書等を審査の上、7月上旬に奨学生を決定する予定です。審査結果は、学校を通じてお知らせします。

奨学生に決定した場合は、8月以降に令和2年4月分に遡って貸し付けます。

奨学生に決定した方には、7月中旬頃、決定通知書を送付する際に次の書類を併せて送付しますので、必要事項を記入の上、学校が定める期日までに提出していただきます。

※ 申請が多い場合は、すべての要件を満たしている場合であっても、奨学生として決定されないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 誓約書（様式第5号）

【添付書類】

- ・ 印鑑登録証明書
 - ※ 誓約書の作成に当たり、保証人は印鑑登録された印鑑（実印）を押印の上、印鑑登録証明書を提出してください。
- ・ やむを得ない事情により県外に住所を有する者が保証人となる場合は、次の2つの書類が必要です。
 - ① 県外に住所を有する保証人の住民票記載事項証明書又は住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本
 - ② 県外に住所を有する者を保証人とする理由書（任意様式）

○ 広島県高等学校等奨学金預金口座振替依頼書

※ 奨学生本人の名義の口座が必要です。

広島県高等学校等奨学金の申請手続等について、不明な点がありましたら、学校又は下記までお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係

電話 (082) 513-4996 (開庁日 9:00 ~ 17:00)

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問い合わせの際は、件名を「在学奨学金」としてください。)

広島県高等学校等奨学金貸付申請書

申請者(生徒本人)の住所・氏名を記入してください。自宅外通学の場合は、自宅の住所を記入してください。

2年4月24日

「年間収入額」について

- ※平成31年1月～令和元年12月までの年間の収入金額を記入してください。
- ※申請時、無職等で収入がない場合でも令和元年中に収入がある場合は金額を記載してください。
- ※給与収入は、源泉徴収票(写)の「支払金額」(市町村発行の所得証明の場合は「給与の金額」)を記入してください。
- ※給与収入以外の収入は、確定申告書(控)の「所得金額」(市町村発行の所得証明の場合は「所得の金額」)を記入してください。
- ※同一人で2種類以上の収入があるときは、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与収入の場合は合計した金額を記入してください。
- ※収入がない場合は、「収入の種類等」欄は空白にし、「0」を記入してください。

所名 広島市中区基町9-42 奨学 秋二



貸付条例第5条第1項の規定により申請しま

申請者(本人)	氏名	ふりがな しょうがく しゅうじ 奨学 秋二 (昭和・平成15年9月12日)		年齢	16歳	通学形態	自宅通学・自宅外通学
	住所	〒730-0011 広島市中区基町9-42 (電話番号 082 - 513 - 4996)		自宅外通学の場合は、寮や下宿先の住所を記入してください。			
	在学学校名	国・公・私立	〇〇	学校	全日制	課程	普通科
保護者等	氏名	ふりがな しょうがく はるき 奨学 春樹		続柄		本人の(父)	
	住所	広島県 同上		※申請者と同じ住所の場合は「同上」で可 (電話番号 082 - 513 - 4996)			
本人及び家族の状況	続柄	氏名	年齢	勤務先(学校名)	収入の種類等	年間収入額	
	父	奨学 春樹	45	××株式会社	給与	3,520,833円	
	母	奨学 夏子	45	そば処〇〇	給与	480,700円	
	本人	奨学 秋二	16	広島県立〇〇高等学校		円	
	姉	奨学 冬美	19	▲▲大学	自宅・自宅外	円	
「本人及び家族の状況」について		「収入の種類等」について		「他制度との併願状況」について			
※本人と同一世帯にある方全員を記入してください。 ※県外に住所を有している者がいる場合は、「住民票の写し」等を提出してください。		※「給与」「事業」「年金」「農業」「その他」の区分で該当するものを記入してください。 ※「給与」とは、俸給・給料・賞金・年金・恩給・賞与並びにこれらの性質を有する収入です。 ※「その他」とは、自由業・税理士等により得ている収入、利子・配当・家賃・地代・生活保護法による扶助費等の収入のことです。		※これらの奨学金と併願されている場合は、必ずチェックしてください。			
他制度との併願状況		次の制度と併願している場合、必ずチェックしてください					
□ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金							
□ 生活福祉資金(教育支援資金のうち教育支援費)							
□ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金							
□ 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金							
□ 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費							
保証人(親権者等)	氏名	奨学 春樹		昭和・平成50年4月4日生	続柄 父		
	住所	〒730-0011 広島市中区基町9-42 (電話番号 082 - 513 - 4996)					
保証人	氏名	広島 太郎		昭和・平成53年7月7日生	続柄 叔父		
	住所	〒720-0031 福山市××町1-1-1 (電話番号 080 - 321 - 9876)					
	勤務先	名称	□□銀行				

- 注 1 別に定める申請書
2 不用の文字は、
3 用紙の大きさ

「保証人」は、貸付を受ける者と連帯して、その債務を負担する連帯保証人となります。1人が父、もう1人が母など、同一世帯にある者2人を保証人にすることはできません。1人は、父又は母など親権者とし、残りの1人は、同一世帯でない独立して生計を営む成人の者にしてください。 ※申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同じ場合は、申請時に住民票等必要書類を提出してください。(詳細は、本誌7ページを参照してください。) ※申請時は、保証人の印鑑登録証明書や住民票の写し等の添付は不要です。貸付決定後に提出してください。

広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

令和 年 月 日

広島県教育委員会 様

申請者 住所
氏名



奨学金の貸付けを受けたいので、広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により申請します。

申請者 (本人)	氏名 (生年月日)	ふりがな (昭和・平成 年 月 日)	年齢 歳	通学形態 自宅通学・自宅外通学		
	住所	〒 (電話番号 — —)				
	在学学校名	国・公・私立	学校	課程	科	
保護者等	氏名	ふりがな	続柄 本人の ()			
	住所	〒 広島県 (電話番号 — —)				
本人及び家族の状況	続柄	氏名	年齢	勤務先(学校名)	収入の種類等	年間収入額
	父					円
	母					円
	本人					円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
					自宅・自宅外	円
生計を維持する者の全収入額						円
他制度との併願状況	次の制度と併願している場合、必ずチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費） <input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金 <input type="checkbox"/> 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 <input type="checkbox"/> 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費					
保証人 (親権者等)	氏名		昭和・平成 年 月 日生	続柄		
	住所	〒 (電話番号 — —)				
保証人	氏名		昭和・平成 年 月 日生	続柄		
	住所	〒 (電話番号 — —)				
	勤務先	名称				
	所在地	〒 (電話番号 — —)				

- 注 1 別に定める申請事実を証する書類を添付すること。
 2 不用の文字は、消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

世帯等の収入に関する証明書等確認表

学校名	科 第 学年	ふりがな 氏名
-----	-----------	------------

提出する書類のチェック欄に「○」を記入し、この用紙に添付して提出してください。

チェック欄	提出書類	備 考	
収入 証 明 書 類	い ず れ か を 提 出	1 生活保護受給証明書（原本）	
		2 市町村民税課税証明書（原本） ※市町村民税非課税世帯の場合	（注）父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者のもの
		3 市町村民税の減免決定通知書（写し） ※市町村民税減免世帯の場合	（注）父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者のもの
		4 源泉徴収票（写し）	
		5 確定申告の控え（写し）	税務署の受付印があるもの（電子申告の場合は、受信通知又は即時通知を添付）
		6 所得課税証明書（原本）	所得金額、所得控除額、市町村民税・県民税額の記載のあるもの
		7 市町村民税・県民税納税通知書、特別徴税額の決定通知書（写し）	所得金額、所得控除額、税額の記載のあるもの
該 当 す る も の を 提 出	8 児童扶養手当証書（写し）	1月～12月で受給の確認できるもの	
	9 年金証書・年金額改定通知書（写し）	1月～12月で受給金額が確認できるもの 収入が年金のみの場合は①～⑦は提出不要	
	10 雇用保険受給資格者証（写し）	基本手当日額、給付日数が記載されている面	
	11 傷病手当通知書（写し）		
控 除 証 明 書 類	12 在学証明書（原本） ※学生証の写しは不可	小学生・中学生・申請者本人分は不要	
	13 障害者手帳・療育手帳（写し）		
	14 病院・診療所等の証明書、領収書等（写し）	申請日現在において6か月以上にわたる期間療養中の者、療養が必要と認められる者	
（15 その他：添付した書類を記入してください。）			

（注）「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者」とは、次のとおりです。

- 1 父母が共にいる場合は、父母両方
- 2 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみ
- 3 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する者（2人いれば2人それぞれ）

※金額が確認できる書類として通帳の写しを添付する場合は、氏名（口座名義人）の記載のあるページの写しを添付し、該当項目以外の入出金の記録は塗りつぶしてください。

※マイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、番号が分からないように塗りつぶしてください。

